

令和5年度部活動に係る活動方針

いちき串木野市立生冠中学校長

1 部活動設置の目的

- 生徒がスポーツや芸術文化等を楽しむことで運動習慣の確立・芸術文化等の振興を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、感性豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図る。

2 基本活動方針

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

3 指導体制

- ① 校務分掌の部活動係を中心に、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- ② 本校の教育方針及び部活動方針を理解し、実践できる指導技術の優れた適材者がいる場合は、外部コーチを積極的に活用する。また、地域の少年団活動との合同練習も模索していく。
- ③ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

4 令和5年度の設置部活動

- 陸上競技部 ○ 男子バレーボール部 ○ 女子バレーボール部

5 活動目標

全部員が部の目標に向かってお互いに協力し、相互に切磋琢磨しながら技能の向上を目指し、また礼儀作法などのマナー等も身につけ、人間性の向上をはかる。

6 活動時間（完全下校時刻：校門を出る時刻）

完全下校時刻は次の通りとする（活動終了時刻は（ ）内の時刻になる）。

4月～10月新人戦・・・・・・・・・・18：00（17：45）

10月新人戦後～3月・・・・・・・・・・17：30（17：15）

7 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の実施に当たっては、スポーツ庁と文化庁のガイドラインや関係団体の指導手引に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、部活動クラスターの発生を予防すると共に、新生活様式におけるスポーツ・芸術活動文化の継承・発展を、生徒・保護者・関係団体と連携して推進する。

(2) 適切な休養日等の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。夏季休業中のリフレッシュ・ウイーク、冬季休業中の年末・年始休暇は、休養日とする。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。